

メディカル・デバイス・コリドー推進センター海外展開資材作成
に係る業務委託契約書（案）

公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、海外展開資材作成に係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、別添「メディカル・デバイス・コリドー推進センター海外展開資材作成業務委託仕様書」に基づく業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結日から令和6年3月29日までとする。

（委託料）

第3条 甲が、委託業務に要する経費として乙に支払う金額（以下「委託料」という。）は金〇〇〇〇円（以下「委託料限度額」という。）（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円。）を限度とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第1項第7号の規定により免除する。

（実施方法）

第5条 乙は、この契約に定める事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施するものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、事前に甲の了解を得たものについては、その限りではない。

（成果物）

第8条 乙は、業務が完了したときは、成果物を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（委託料の支払い）

第9条 委託料は、成果物提出後、乙の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第10条 甲が約定の支払期日までに契約金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約の解除等）

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- （1）乙が、期限内に契約を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと甲が判断したとき。
- （2）乙が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたことが判明したとき。
- （3）乙について破産の申立又は銀行取引の停止があったとき。
- （4）前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務に違反し、あるいは甲の指示に従わなかった

とき。

(5) 乙について自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に払わなければならない。

3 契約の解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

（個人情報保護）

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第15条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとする。

第16条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 山梨県甲府市大津町2192-8
公益財団やまなし産業支援機構
理事長 手塚 伸

乙